プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　第 237 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 237 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 15 日開催）において、分類及び測定について、金融保証契約の定めに関する検討及び直接償却の定めに関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融保証契約の定めに関する検討についての意見）

全体的な意見

2. 事務局の提案の方向性に違和感はない。

3. 金融保証契約に関する定めについて、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めに準じて取り入れる事務局提案に同意する。

資料(2)第 14 項の IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義の取入方についての意見

4. 最も近いと考えられる用語を用いるとする案 2 を支持する。

5. 「負債性金融商品」の定義を定める場合、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に関する論点や投資信託の評価に関する論点の検討が必要となり、分類及び測定を検討する前に案 1 で進めることは難しいと考えられるため、案 2 を支持する。

6. 案 1 においては「負債性金融商品」の解釈に関する課題があるため、案 1、案 2 いずれにおいても実務上の多様性が生じる懸念について大差はない。そうであれば、定義付けの難易度が高い「負債性金融商品」という用語より、一般的に理解できる用語を選択した方がよいと考えるため、案 2 を支持する。

7. 「負債性金融商品」の定義は、金融商品全般に関連する論点であるため、減損プロジェクトの範囲を超えた論点と考えられる。金融商品全般に関する論点は分類及び測定の見直しにおいて検討し、会計基準の開発のリソースを減損プロジェクトに集中させた方がよいと考えるため、案 2 を支持する。

8. 「負債性金融商品」の定義が必要となる案 1 と比較すると、案 2 の方がよいと考える。ただし、現行の実務においては保証対象がデリバティブの場合、債務保証契約として会計処理していると考えられるが、金融保証契約の定義に「金銭債務」という用語を用いると、保証対象がデリバティブの場合、金融保証契約の定義を満たさなくなるため、実務に影響を及ぼすことが懸念される。この点、従来は「債務」という用語を用いていることを踏まえ、案 2 において用いる用語を検討して頂きたい。

金融保証契約の定義についてのその他の意見

9. 定めのイメージにおける金融保証契約の定義は、現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において金融商品として認識されているクレジット・デフォルト・スワップ等を含むように読めるものの、これらは金融保証契約から除外されるのか確認したい。この点、金融保証契約から除外されるのであれば、金融保証契約の定義においてその旨を記載して頂きたい。

10. 定めのイメージの「発行した金融保証契約」という表現について、「発行した」を加える強い意図がないのであれば、他の金融商品に関する記載と平仄を取り、「発行した」という表現は削除した方がよいと考える。

11. 現在、銀行は金融保証契約を支払承諾及び支払承諾見返として貸借対照表に計上しているが、この点を変更することを意図しているか確認したい。

債務保証契約との関係についての意見

12. 定量的な評価が難しいため、経営指導念書を金融保証契約の範囲に含めるのは難しいと考える。経営指導念書を金融保証契約の範囲に含めるならば、法的な効力が債務保証と同等に認められる等の定義を明確に記載しないと、実務上混乱が生じると考える。

13. 経営指導念書は、我が国特有の取引であるため、会計基準に含めることは馴染まないと考える。また、現状、債務保証契約との棲み分けができていると考えられることから、監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」の修正を日本公認会計士協会に依頼するという事務局提案に異論はない。

当初認識の測定についての意見

14. IFRS 第 9 号 B2.5 項(a)の反証がない場合には金融保証契約の発行時の公正価値は受け取ったプレミアムにほぼ等しくなる旨の記載は、実務において会計処理を決定する際に重要となる点であると考えられるため、結論の背景等に記載して頂きたい。

保証料の会計処理についての意見

15. 金融保証契約の保証料の会計処理については、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の開発の際に、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行うこととなったと理解している。この点、現在の会計基準の体系を鑑みれば、金融保証契約の保証料については金融商品会計基準において定めた方がよいと考えるものの、収益認識会計基準と金融商品会計基準のいずれにおいて定めるかという点は改めて検討する必要があると考える。

16. 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）において保証料の会計処理を定めること自体には同意する。しかしながら、資料(2)第 26 項及び第 32 項について、収益認識会計基準第 3 項(5)の「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」は、IFRS 第 9 号 B5.4.2 項(a)を引用していることから、金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料を示していると考えられるため、収益認識会計基準第 3 項(5)を参照するのは適切でないと考えている。この点、収益認識会計基準第 3 項(1)の「金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引」によって、収益認識会計基準の範囲から除かれると理解している。

17. 金融保証契約の保証料の支払いの会計処理を金融商品実務指針において定めないのであれば、定めのイメージの「保証料の授受」という表現を変更する必要があると考える。

18. IFRS 第 9 号における保証料の会計処理の規定は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を参照しており、IFRS 第 15 号においては、保証料の期間按分は利息法によるとされているものの、資料(2)第 33 項及び資料(2)第 39 項の金融商品実務指針の定めのイメージにおいては、収益認識において、利息法、定額法のいずれを用いるか不明である。保証対象の残高が逓減する場合には、会計処理に差が生じるため、この点について明確にした方がよいと考える。

19. 資料(2)第 26 項の 7 行目の「保険料」は、「保証料」と記載するのが正しいと考える。

（直接償却の定めに関する検討についての意見）

20. 事務局提案の方向性に違和感はない。

21. 定めのイメージの記載に賛成するものの、「回収するという合理的な予想を有していない場合」という表現について、詳細なガイダンスが無いため、その解釈について実務が混乱する可能性があると考える。この点、現行の実務や直接償却に関する方針が大きく変わらない可能性があるという点を何らかの形で記載し、現行の実務が必ずしも否定されないことを明確にして頂きたい。

22. 定めのイメージは、「予想信用損失」という用語が多用されているため、読みにくい文章となっていると考える。この点、IFRS 第 9 号 B5.4.9 項は取入れないという前提で定めのイメージを作成しているものの、ある金融資産の一部のみ回収する合理的な見込みがない場合は帳簿価額の一部のみを減額するという点を理解できるようにした方がよいと考える。

以　上